

## 区役所からの お知らせ

### 鶴見区の学校選択制

平成30年4月に区内の小・中学校へ入学される方を対象に、学校選択制を実施します。

#### ◆学校決定までの流れ

平成29年 5月



※詳細については、随時お知らせします。

問合せ 地域活動支援課(こども・教育) 1階 8番  
☎6915-9734

### 転入された方にアンケートをお願いしています

5月～7月に転入される方を対象に、区役所での転入手続時にアンケートをお願いしています。

新しく区民になられる方のご意見を参考に、少しでも鶴見区を良くしていければと考えていますので、ぜひご協力をお願いします。

問合せ 総務課(区政企画) 4階 41番  
☎6915-9683

### カラス被害を受けないために

カラスは春先に巣を作り、5月から6月頃にヒナを育てます。親カラスがヒナを守るため、大きな声で鳴き続けたり、威嚇行動をとることがあります。こうしたカラスを見かけたら、あわてずにその場から離れましょう。カラスを捕獲したり、卵やヒナを捕ることは禁止されています。どうしても被害の軽減が図れない場合は、捕獲許可について動物愛護相談室(☎6978-7710)にご相談ください。



問合せ 保健福祉課(生活衛生) 1階 11番  
☎6915-9973

### 認知症初期集中支援を 推進しています

認知症初期集中支援推進事業は、認知症診療・ケアの経験豊富な医師と医療、介護福祉の専門職員で取り組んでいます。本人や家族、地域の方々、介護関係職員などから相談を受け、専門職員が家庭訪問し、本人や家族の自立した生活のサポートを行います。

#### 〈支援の対象となる方〉

- 40歳以上で、自宅で生活をされている認知症の方や認知症を疑われる方で
- ①認知症の診断を受けていない、または治療を中断している方
- ②医療サービスや介護サービスを利用していない方
- ③何らかのサービスを受けているが、認知症による症状が強く、どのように対応して良いのか困っている方

問合せ つるりっぷオレンジチーム  
(鶴見区地域包括支援センター内)  
☎6913-9595 ☎6913-7676

### 平成29年度 給与所得等に係る 特別徴収税額の決定通知書を送付します

平成29年度の給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書を、平成29年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者の方に送付します。

給与所得者の方の平成29年度個人市・府民税は、事業主(会社等)が平成29年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き、大阪市へ納めることになります。

なお、地方税法の規定により、事業主(会社等)は、原則、特別徴収義務者として、給与所得者の個人市・府民税を特別徴収していただくことになっています。

問合せ 京橋市税事務所市民税等グループ  
(個人市民税担当) ☎4801-2953

※問合せ可能日、可能時間  
平日9時～17時30分(金曜日のみ9時～19時)

### 5月12日は民生委員・児童委員の日です

民生委員・児童委員は、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な支援を行う地域福祉推進の担い手です。また、主任児童委員は、子育てサロンの運営や児童虐待防止の取組みなど、児童福祉を専門に各地域で活動しています。生活上のことやこどものこと、その他福祉に関して相談のある場合は、近くの民生委員・児童委員及び主任児童委員にご相談ください。お住まいの地域の民生委員・児童委員については、下記までお問い合わせください。



問合せ 鶴見区民生委員・児童委員協議会事務局 ☎6915-9950

### 各種無料相談日 5月

相談名	日時	申込方法	場所
① 法律相談 (毎月第2・4金曜日)	5月12日(金)・26日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階
② 行政書士相談 (相続・遺言など) (奇数月第2水曜日)	5月10日(水) 13時～16時	当日会場にて13時より受付 ※8名(先着順)(1人40分以内) ※相談員が2名のため、13時の時点で、3名以上の場合は抽選	
③ 不動産相談 (毎月第2火曜日)	5月9日(火) 13時～16時	当日会場にて12時50分より受付 ※6名(先着順)(1人30分以内) ※相談員が1名のため、12時50分の時点で、2名以上の場合は順番を抽選	
④ 司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) (毎月第3水曜日)	5月17日(水) 13時～16時	当日会場にて12時50分より受付 ※8名(先着順)(1人45分以内)	
⑤ 経営相談	随時 (相談日は調整)	相談を希望する日の7日前(土日祝を除く)までに電話にて(1人60分以内)	鶴見区役所1階
⑥ 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	5月10日(水) 14時～16時	当日会場にて受付	
⑦ ごみ減量・3R相談 (毎月第3火曜日)	5月16日(火) 14時～16時	当日会場にて受付	
⑧ 人権相談	平日 9時～21時 土・日・祝 9時～17時30分	専門相談員による電話での無料相談(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は上記専用番号での事前予約制】	市民局 人権企画課 (市役所4階)
⑨ 犯罪被害者等支援の総合相談窓口	平日 9時～17時30分	相談は電話、面談、またはファックスにて ※通話料は自己負担	

問合せ ①②③④⑤ ..... 総務課(区政企画) ..... ☎6915-9683  
⑥ ..... 鶴見緑地公園事務所 ..... ☎6912-0650 FAX6913-6804  
⑦ ..... 城北環境事業センター ..... ☎6913-3960 FAX6913-3674  
⑧ ..... 地域活動支援課(こども・教育) ..... ☎6915-9734  
⑨ ..... 市民局人権企画課 ..... ☎6208-7619 FAX6202-7073